

同時資料提供先

・高松サポート合同庁舎記者クラブ
・丸亀市 記者クラブ

土器川水系河川整備計画【案】の公表と 香川県知事及び関係機関への意見聴取について

四国地方整備局は、「土器川水系河川整備計画」策定のため、「土器川水系河川整備計画【案】」を公表し、河川法に基づき香川県知事及び関係機関へ意見聴取いたします。

これまで土器川水系では、全国で初の取り組みとなる計画段階評価を行いました。また、この取り組みにより、平成23年3月11日に「土器川水系河川整備計画【素案】」を公表し、流域住民、専門的立場の学識者、流域市町長からご意見を伺ってきたところです。

そのほか、パブリックコメントにより広く意見を募集し、ご意見をいただきました。

これら皆様からいただいたご意見をもとに、【素案】を修正し、「土器川水系河川整備計画【案】」を作成しましたので公表いたします。

今後、この「土器川水系河川整備計画【案】」について河川法に基づく香川県知事及び関係機関のご意見をいただき、土器川水系河川整備計画の策定を進めていきます。

土器川水系河川整備計画HP :

<http://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/river/seibikeikaku/index.html>

※「土器川水系河川整備計画」は、平成19年8月に策定した「土器川水系河川整備基本方針」に基づき、概ね30年程度の具体的な河川整備の目標と内容を示すものです。

平成24年 7月26日
国土交通省 四国地方整備局

問い合わせ先

国土交通省	四国地方整備局	
河川部	河川計画課	課長補佐 森 和夫 もりかずお
TEL	(087) 851-8061	(内線3617)
国土交通省	四国地方整備局	香川河川国道事務所
	計画課長	白川 豪人 しらかわつよしと
TEL	(087) 821-1561	(内線361)

【発表内容】

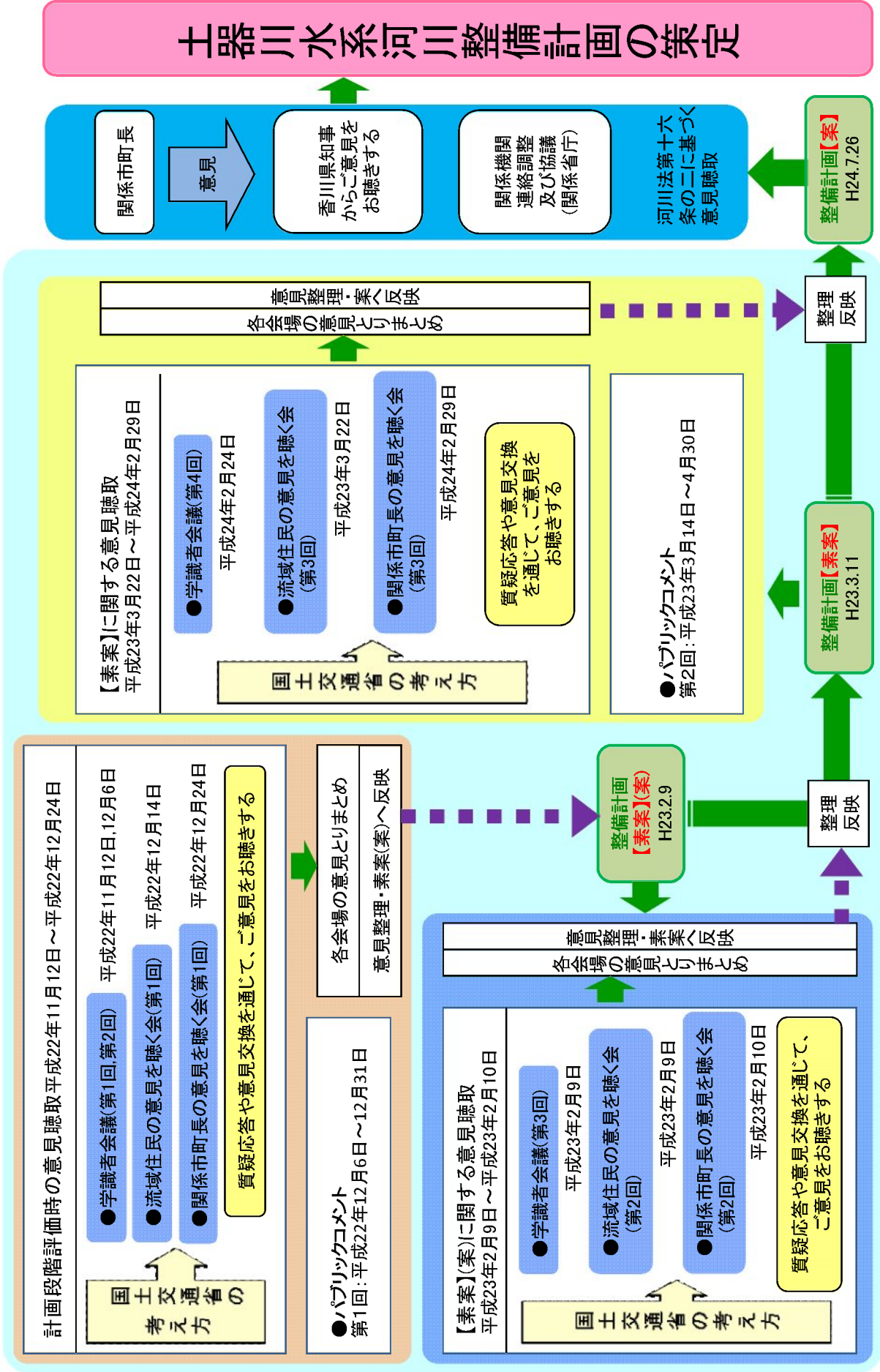
- 土器川水系河川整備計画 策定の流れについて
- 土器川水系河川整備計画に対する主な意見とその対応
- 土器川水系河川整備計画【案】の閲覧等について：【別紙－１】
- 土器川水系河川整備計画【案】－土器川の河川整備（国管理区間）－について：【別紙－２】
- 土器川水系河川整備計画【案】－土器川の河川整備（国管理区間）－
概要版：【別紙－３】

【配布資料】

- 土器川水系河川整備計画 策定の流れ
- 土器川水系河川整備計画に対する主な意見とその対応
- 記者発表本文：土器川水系河川整備計画【案】の公表と香川県知事及び関係機関への意見聴取について
- 土器川水系河川整備計画【案】－土器川の河川整備（国管理区間）－
- 土器川水系河川整備計画【素案】に係る意見に対する四国地方整備局の考え方について

土器川水系河川整備計画 策定の流れ

土器川の河川整備(国管理区間)



土器川水系河川整備計画【素案】に対する主な意見とその対応

主な意見の内容

対応状況

危機管理

◇津波対策に関する記述について

- ◆平成23年12月27日に「津波防災地域づくりに関する法律」が施行され、水防法等の関係法律が改定されました。
- ◆本整備計画においても、関係法律の改定を踏まえ、津波防災についての記述を追加・修正を行いました。

【案】＜P.31、P.64、P.90＞の「危機管理」に関する記述内容を修正しました。

維持管理

◇堤防面の除草の方法に関する自治体等との調整について

- ◆関係機関と連絡を密にし、効率的な除草作業となるよう努力する旨を追記しました。

【案】＜P.83＞の「河川の維持管理」に関する記述内容を修正しました。

河川環境保全

◇目標と実施（保全）の整合について

- ◆「目標」で挙げた課題について、「実施（保全）」で対応する旨を追加・修正しました。

【案】＜P.74＞の「動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に関する記述内容を修正しました。

土器川水系河川整備計画【案】の閲覧等について

1. 閲覧資料の入手方法

◆平成 24 年 7 月 26 日（木）より、下記ホームページにて入手できます。

＜土器川水系河川整備計画ＨＰ＞

<http://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/river/seibikeikaku/index.html>

（四国地方整備局及び香川河川国道事務所のホームページからも、
上記へリンクしています。）

2. 閲覧資料

①土器川水系河川整備計画【案】平成 24 年 7 月

②土器川水系河川整備計画【素案】に係る意見に対する四国地方整備局の
考え方について 平成 24 年 7 月

3. 資料の閲覧場所

平成 24 年 7 月 26 日（木）より、以下の関係機関において、開庁時間内に閲覧できます。

◆閲覧場所

機関名		住所
国土交通省	四国地方整備局	高松市サンポート 3-33
	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4-26-32
	香川河川国道事務所 土器川出張所	丸亀市土器町東 7-150
香川県 土木部 河川砂防課 河川グループ		高松市番町 4-1-10
丸亀市役所 都市整備部 建設課 河川港湾担当		丸亀市大手町 2 丁目 3-1
坂出市役所 建設経済部 建設課 土木係		坂出市室町 2 丁目 3-5
善通寺市役所 総務部 防災管理室		善通寺市文京町 2 丁目 1-1
宇多津町役場 建設課		宇多津町 1881
琴平町役場 建設下水道課 建設担当		琴平町榎井 817-10
まんのう町役場 建設土地改良課		まんのう町吉野下 430

土器川水系河川整備計画【案】－土器川の河川整備(国管理区間)－について

1. 経緯

- 四国地方整備局では、平成 22 年度より土器川水系河川整備計画の策定に向けて、取り組みを進めてきました。

- 平成 22 年 11 月 12 日に「土器川流域学識者会議」を設立して以降、土器川の河川整備計画【国管理区間】に関する計画段階での検討内容（以下、【計画段階評価】という。）を提示し、平成 23 年 2 月 9 日に「土器川水系河川整備計画【素案】(案)」を公表して、学識者、流域住民、関係市町長の皆様からのご意見を伺ってきたところです。

これら【計画段階評価】及び【素案】(案)に関する意見聴取の取り組みとして、「流域住民の意見を聴く会」を延べ 2 回、「学識者会議」を延べ 3 回、「関係市町長の意見を聴く会」を延べ 2 回、パブリックコメントを 1 回実施してきました。

この「意見を聴く会」等でいただいたご意見数は以下のとおりです。

◆【計画段階評価】に対するご意見数	: 124 件
◆【素案】(案)に対するご意見数	: 71 件
合計	: 195 件

- このご意見を出来る限り反映し、土器川水系河川整備計画【素案】を作成し、平成 23 年 3 月 11 日に公表しました。

この【素案】について、学識者、流域住民及び関係市町長の皆様から再度ご意見を伺い、また、パブリックコメントも行ってご意見をお聴きしたところです。

【素案】に関するご意見数は以下のとおりです。

◆【素案】に対するご意見数	: 106 件
---------------	---------

- これまでの取り組みにより、合計で 301 件のご意見を頂いたところです。
- 今回、意見聴取会等で頂いたご意見を出来る限り反映し、「土器川水系河川整備計画【案】」を作成しましたので、河川法（第 16 条の 2 第 5 項）に基づき香川県知事の意見聴取を行うと共に、関係機関の意見聴取を行います。

「土器川水系河川整備計画」意見聴取への住民等参加状況

各会場及びパブリックコメントでのご意見・発言者数

	意見数	発言者数	傍聴者参加者
計画段階評価時の会議の意見等の合計	124件	35人	95人
■ 土器川流域学識者会議	66件	委員7人	19人
第1回 H.22.11.12(金) 丸亀保健福祉センター	26件	4人	7人
第2回 H.22.12.6(月) 綾歌総合文化会館	40件	6人	12人
■ 土器川流域住民の意見を聴く会	18件	6人	58人
第1回 H.22.12.14(火) 綾歌総合文化会館			
■ 土器川関係市町長の意見を聴く会	7件	2人	18人
第1回 H.22.12.24(金) 丸亀市民会館			
■ パブリックコメント	33件	20人	-
期間 H.22.12.6～H.22.12.31			
【素案】(案)に関する意見等の合計	71件	23人	72人
■ 土器川流域学識者会議	34件	委員7人	9人
第3回 H.23.2.9(水) 丸亀市民会館			
■ 土器川流域住民の意見を聴く会	36件	15人	46人
第2回 H.23.2.9(水) 丸亀市民会館			
■ 土器川関係市町長の意見を聴く会	1件	1人	17人
第2回 H.23.2.10(木) 丸亀市民会館			
【素案】に関する意見等の合計	106件	11人	68人
■ 土器川流域学識者会議	43件	委員7人	22人
第4回 H.24.2.24(金) 丸亀保健福祉センター			
■ 土器川流域住民の意見を聴く会	3件	2人	26人
第3回 H.23.3.22(火) 綾歌総合文化会館			
■ 土器川関係市町長の意見を聴く会	9件	2人	20人
第3回 H.24.2.29(水) 丸亀市民会館			
■ パブリックコメント	51件	43人	-
期間 H.23.3.22～H.23.4.30			

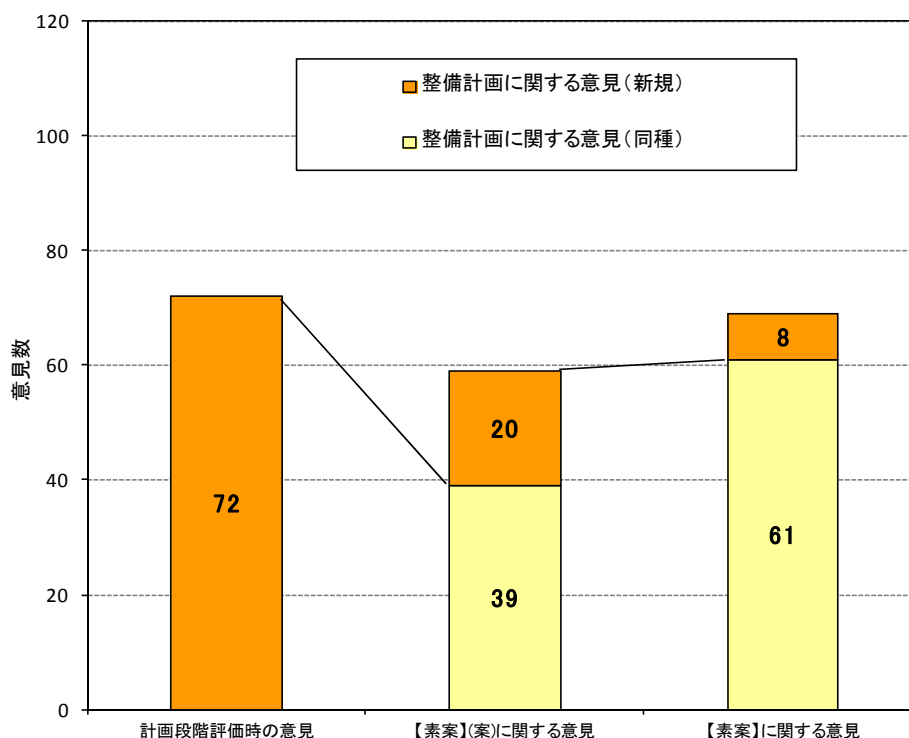
土器川流域学識者会議	: 4 回	
土器川流域住民の意見を聴く会	: 3 回	
土器川関係市町長の意見を聴く会	: 3 回	
パブリックコメント	: 2 回	合計 12 回

「土器川水系河川整備計画」に係る意見聴取結果概要

■意見テーマ分類毎の意見数

意見テーマ分類	意見数		
	計画段階評価時	【素案】(案)	【素案】
意見の合計	124件	71件	106件
■河川整備計画【素案】に関する意見	72件	59件	69件
河川整備計画【素案】全般に係る共通事項	24件	7件	19件
流域概要に係る事項	—	1件	—
基本理念に係る事項	—	3件	2件
治水に係る事項	23件	10件	14件
危機管理に係る事項	20件	8件	3件
維持管理に係る事項	3件	3件	8件
利水に係る事項	2件	6件	8件
水質に係る事項	—	4件	2件
環境(自然環境、景観、河川利用)に係る事項	—	17件	13件
■震災復興に関する意見	—	—	5件
■その他(河川整備計画以外の要望等)	4件	2件	11件
■土器川全般に関する質問	28件	10件	—
■計画段階評価に関する意見	20件	—	6件
■費用便益分析に関する意見・質問	—	—	12件
■運営に関する意見	—	—	3件

■新規テーマとその意見数の推移



2. 土器川水系河川整備計画【案】の概要

- 【素案】について、学識者・流域住民・関係市町長からの意見聴取、パブリックコメントを実施し、さまざまなご意見を頂きました。
- 土器川水系河川整備計画【案】の作成においては、皆様から頂いたご意見を出来る限り反映して【素案】から修正を行いました。また、時点修正として、統計資料の更新、整備の進捗による記述変更を行いました。
- 主な修正箇所の概要は以下のとおりです。

1) 津波対策について

- ◇ 素案における津波対策の記載について、意見を頂きました。
- ◆ 平成 23 年 12 月 27 日に「津波防災地域づくりに関する法律」が施行され、水防法等の関係法律が改定されました。本整備計画においても、関係法律の改定を踏まえ、津波防災についての記述を追加・修正を行いました。

(案 P. 31)

2-1 治水の現状と課題

2-1-3 治水の現状と課題

(3) 危機管理

3) 水防活動支援及び水害防止体制の構築

甚大な被害を発生させる堤防の決壊によるはん濫の防止には、迅速かつ的確な水防活動の実施が不可欠であり、これまでも洪水時には水防団等が出動し、水防工法等の適切な対策を実施している。国土交通省は、水防警報の発令等により、水防活動を支援しているが、今後は、近年の水防団員の高齢化や減少等を踏まえ、水防体制の強化を図る必要がある。

さらに、津波防災地域づくりの推進に関して、地方公共団体を支援するとともに、洪水・津波または高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めたときに、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除の他、高度の機械力又は高度の専門的知識又は技術を要する水防活動（特定緊急水防活動）を行う必要がある。

また、地域住民、水防団、自治体、河川管理者が様々な河川情報等を相互に共有し、洪水時の水防活動や避難等を効果的に行えるよう、被害を最小限に抑えるための防災体制や連絡体制の一層の強化に努める必要がある。

4) 地震及び洪水・津波または高潮、水質事故への対応

地震及び洪水・津波または高潮、水質事故の発生時には、国、県及び市町等による防災体制を組み、被害の軽減を目的として、迅速かつ的確な河川情報等の収集・提供に努めている。

(案 P. 64)

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

(2) 危機管理への対応

計画規模を超える洪水や整備途上に施設能力以上の洪水のほか、高潮及び地震や津波が発生した場合においても、被害を最小限に抑えるために、関係機関や地域住民へ迅速かつ的確な河川情

報を提供するとともに、関係市町が作成したハザードマップの活用への技術的支援、関係機関と連携した水防活動への支援、津波防災地域づくりの推進に関する支援、自治体との防災体制・連絡体制の強化など、災害時のみならず平常時から防災意識の向上を図るとともに、垂水防災ステーションの活用や必要な資機材の確保、光ファイバー網等の整備により被害の軽減に努める。

(案 P. 90)

4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(2) 危機管理体制の整備

3) 水防団等との連携

洪水・津波または高潮時に水防団が主体となり実施している水防活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「土器川水防連絡協議会」を定期的に開催することにより、連絡体制、重要水防箇所等の確認、水防団員の安全の確保など、水防活動を適切に行うための情報共有に努める。また、水防技術講習会の実施などにより、水防技術の維持向上を図る。

4) 水害防止体制の構築

洪水・津波または高潮による被害を軽減するには、地域住民、水防団、自治体、河川管理者による自助・共助・公助の連携・協働が重要である。そこで、河川管理者及び自治体で構成する「土器川水防連絡協議会」等により関係機関と協力し、地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が洪水時に的確に行動し、被害を最小限に抑えるための防災体制や連絡体制の一層の強化を図る。

5) 地震及び洪水・津波または高潮への対応

地震及び洪水の発生時には、河川巡視及び河川監視カメラ（CCTV）の活用等により、堤防、護岸等の河川管理施設の状況把握、排水門の操作状況や被災状況の把握等の情報収集を実施する。

また、河川管理施設の被災が発生した場合、または、堤防の居住地側で被害発生のおそれがある場合には、緊急的な対応等を実施し、保有する排水ポンプ車等の災害対策用機械の出動を行うことで、被害の防止・軽減に努める。

さらに、洪水・津波または高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めたときに、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除の他、高度の機械力又は高度の専門的知識又は技術を要する水防活動（特定緊急水防活動）を行う。

2) 堤防の除草について

- ◇ 堤防法面の除草の方法に関する自治体等との調整について、意見を頂きました。
- ◆ 関係機関と連絡を密にし、効率的な除草作業となるよう努力する旨を追記しました。

(案 P. 83)

4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

(1) 河川の維持管理

3) 堤防・護岸の維持管理

<この間省略>

また、堤防の侵食・亀裂、護岸の変状を早期に発見するため、堤防除草を定期的を実施し、河川巡視等の点検により、必要に応じて適切な補修を行う。なお、堤防除草の実施にあたっては、地域住民の河川利用に配慮し、関係機関と連携して効率的な対応を図る。さらに、刈草については、堆肥化や地域住民への配布を行うなどリサイクルに努める。

3) 「目標」と「実施（保全）」の記載内容の対応について

- ◇ 「目標」で明記されている事項と「実施（保全）」の記載内容の整合について、意見を頂きました。
- ◆ 「目標」と「実施（保全）」で、記載事項が整合するよう記述を修正しました。

(案 P. 74)

4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

1) 土器川中流域（大川頭首工～国管理区間上流端）

①水域と一体となった河畔林の保全

土器川中流域は、川幅が狭い掘込河道形状となっており、河床には岩が露出し常時水域が維持され、河岸のムクノキ、エノキなどの河畔林と一体となった良好な河川環境が、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を形成している。

このため、貴重な水辺環境の保全の観点から、洪水を安全に流下させるために必要な治水事業の実施においては、掘削面の緩傾斜化等による縦横断連続性を確保するなど、現状の良好な水質で多様な水際・水域環境に対して河道形状の改変による影響が最小限となるよう配慮し、治水に影響のない範囲でムクノキ、エノキなどの河畔林の保全に努める。

土器川水系河川整備計画【案】

—土器川の河川整備(国管理区間)—

—概要版—

■河川整備計画の目標に関する事項

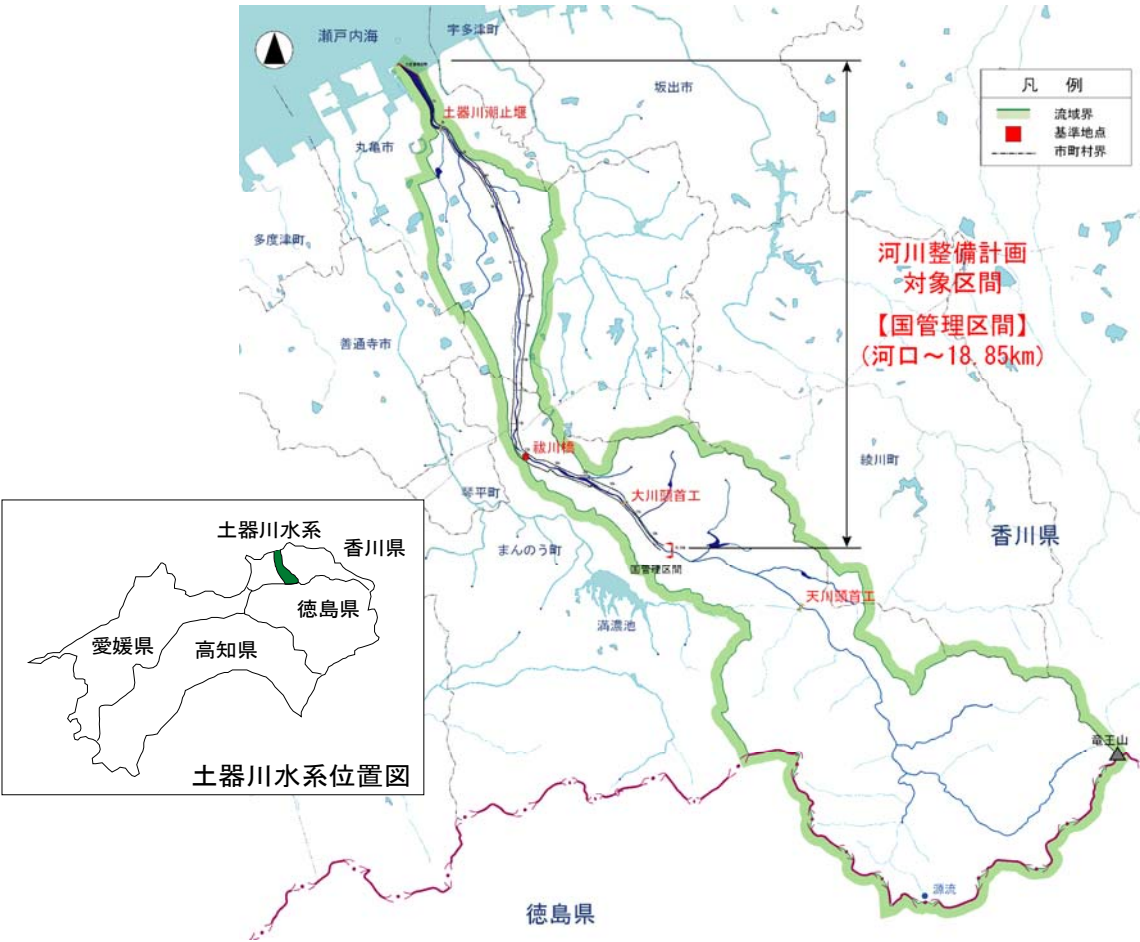
1) 河川整備の基本理念

- (1) 安全で、安心できる川づくり
- (2) 地域と一体となった土器川の河川環境の保全
- (3) 人々が憩い・楽しめ・学べる川づくり

2) 整備計画の対象区間・対象期間等

①対象区間：土器川水系の国管理区間

②対象期間：おおむね 30 年



3) 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標

戦後最大流量を記録した平成 16 年 10 月の台風 23 号と同規模の洪水を流下させるとともに、上下流の治水安全度のバランスが確保されることにより、基準地点祓川橋より下流において 1,250 m^3/s の洪水を安全に流下させることを目標とした整備を実施します。

河川名	地点名	目標流量	洪水調節流量	河道整備流量	備考
土器川	祓川橋	1,250 m^3/s	0 m^3/s	1,250 m^3/s	基準地点

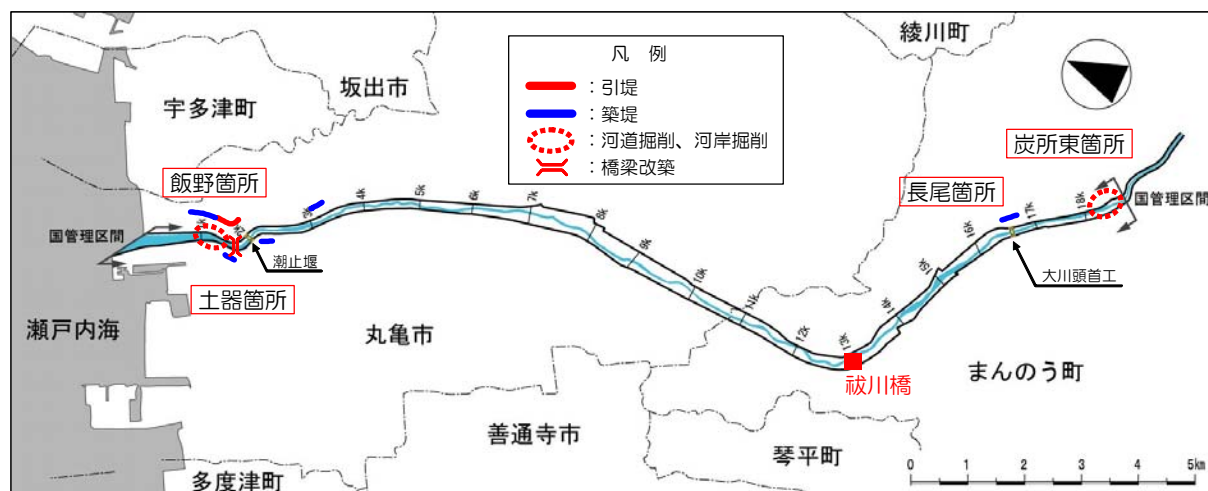
■河川整備の実施に関する事項

1) 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

●整備の内容

①洪水を安全に流下させるための対策

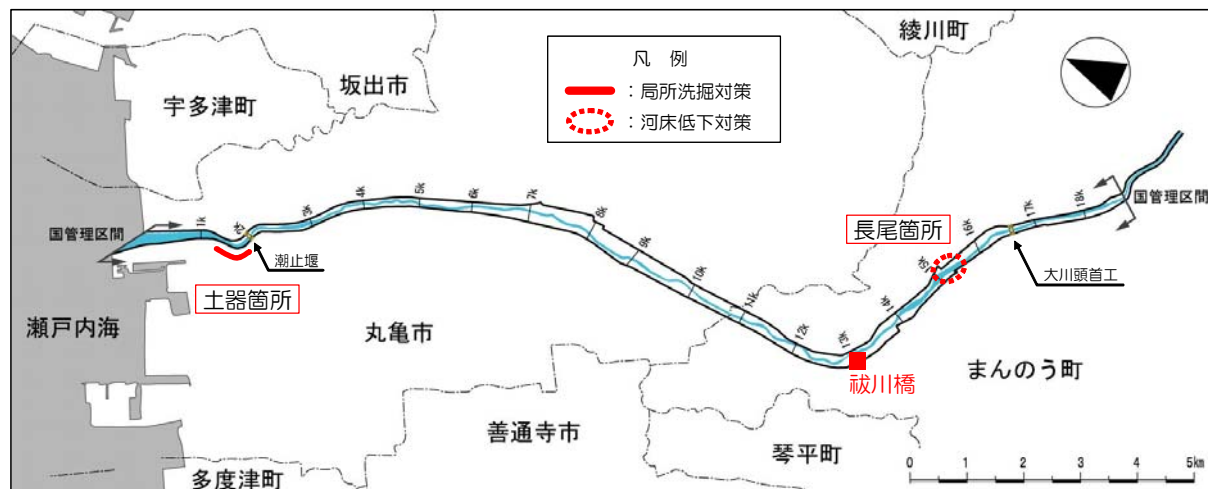
- ・河道整備の目標流量を安全に流下させる河道断面を確保するために、引堤、河道・河岸掘削、堤防整備、樹木伐採等を実施します。
- ・河道断面を阻害している大川頭首工については、施設管理者と改善に向けて調整を行い、流下断面不足を解消します。



築堤及び河道・河岸掘削を実施する箇所

②局所的な深掘れ・河岸侵食対策

- ・深掘れが進行している土器箇所、長尾箇所の安全性が低い区間については、危険性の解消に向けた対策を実施します。
- ・洪水規模の大小に関わらずいたる所で発生する河岸侵食や堤防侵食に対しては、河岸整備状況、堤防の決壊等が発生した場合に想定される被災ポテンシャルの大きさ、被災履歴等を考慮し、河岸侵食等の発生状況の注視の結果、急激な侵食の進行が見られるなど危険性が高いと判断される箇所は、必要に応じて対策を実施する



局所的な深掘れ対策を実施する箇所

③堤防強化対策

- ・堤防強化は、「河川堤防設計指針」等に基づく堤防の浸透に対する安全性の点検結果を踏まえ、被災の発生状況を注視しつつ、被災履歴及び、規模、背後地の社会条件等を考慮し、優先順位をつけて対策を実施します。

④大規模地震対策

- ・東南海・南海地震等のプレート境界型の地震等も含めた現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に応じてある程度の損傷を許容するなどの考え方を踏まえて、地震時における河川構造物への影響を検討し、地震動による施設の損傷により、周辺で被害が生じるなど人命に重大な影響を与えるおそれのある河川構造物から順次点検を行い、地震後の津波により甚大な浸水被害の発生につながる河川構造物や、その後の洪水や塩水遡上により浸水等の被害につながる河川構造物については、必要な対策を実施します。

2) 河川環境の整備と保全に関する事項

①動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

a) 水域と一体となった河畔林の保全

- ・貴重な水辺環境の保全の観点から、洪水を安全に流下させるために必要な治水事業の実施においては、掘削面の緩傾斜化等による縦横断連続性を確保するなど、現状の良好な水質で多様な水際・水域環境に対して河道形状の改変による影響が最小限となるよう配慮し、治水に影響のない範囲でムクノキ、エノキなどの河畔林の保全に努めます。

b) 水辺環境の保全

- ・伏流水が湧水する溜まりを形成している土器川の一部の水制工の先端付近では、瀬切れ区間の貴重な水辺空間となっているため、水辺環境の保全に努めます。
- ・土器川周辺における出水と本川を結ぶ支川「水路ネットワーク」の魚類などの生息環境の調査をもとに、魚類などの水生生物の生息環境の確保と保全に努めます。

c) レキ河原の保全

- ・動植物の生育・生息・繁殖環境として特にレキ河原が重要と考えられる区間については、河道状況や河道内樹木の拡大等の変化を注視しつつ、増水時に自然営力による適度な河床の攪拌が得られるような対策を必要に応じて実施し、レキ河原の保全に努めます。

d) 干潟の保全

- ・治水対策の河道掘削の実施にあたっては、適時モニタリングを実施しつつ、干潟掘削の影響範囲を最小限とするとともに、潮間帯における水際から陸域までの移行帯のなだらかな連続性を保全し、汽水・海域特有の多種多様な生物が好む生息環境の保全に努めます。

e) ヨシ原の保全

- ・治水対策の河道掘削の実施にあたっては、適時モニタリングを実施しつつ、治水対策後の水際にヨシ原が再生できるよう、掘削面の緩傾斜化による縦横断連続性に配慮するなどの改修方策の工夫や移植等により、治水対策後の早期の回復を図ります。

②河川空間の利用

a) 河川空間の適正な利用促進

- ・土器川の河川敷に整備されている数多くの河川利用施設について、さらなる河川利用の促進のため、地元自治体や地域住民、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて、利用機能の向上を目的とした整備を行います。

b) 体験学習、環境学習の場の提供

- ・将来を担う子供達の河川への意識や関心を高め、河川環境の保全についての理解を深めるため、出水、霞堤、レキ河原などの特徴的な河川環境を有する土器川をフィールドとした学習の場の提供及び自然体験活動、環境学習の支援を行います。